

5/18 10:00 ~

経済水道委員会
請 願 一 覧

令和4年5月18日(水)

○観光文化交流局関係

(保留分)

令和元年請願第14号

あいちトリエンナーレ2019の開催に係る2019年度の名古屋市負担金の支払いを求める件

あいちトリエンナーレ2019の開催に係る2019年度の名古屋市負担金の支払いを求める件

請願者 天白区
西 英子

要 旨

あいちトリエンナーレ2019の企画展「表現の不自由展・その後」で慰安婦を表現した「平和の少女像」等を見て、河村たかし市長は、2019年8月2日にあいちトリエンナーレ実行委員会会長の長村秀章知事に対し抗議文を提出し、その中で、日本国民の心を踏みにじる行為で行政の立場を超えた展示だと批判し、展示中止を含めた適切な対応を求めた。そして、同月5日の会見では、市民の血税でこれをやるのはいけない、人に誤解を与えると述べた。

あいちトリエンナーレ2019の開催に係る負担金の未払い分について、同年9月2日に河村たかし市長は、「名古屋はまだ3000万払っていない。国はどうするのか。共同歩調をとりたい」と述べ、支払わない場合があり得ることを示唆した。同月26日に文化庁が補助金の不交付を決定した際には、「至極真つ当な判断」と評価した。さらに、未払いの約3000万円を支払わないだけでなく、支払い済みの分の返還を求めることも検討するとの考えを示した。

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会は、同月25日の中間報告で「アートの専門家がアートの観点から決定した内容であれば、政治的な色彩があっても、公立美術館で、あるいは公金を使って行うことは認められる」と明記した。運営に権限のある政治家が企画展の展示内容が気に入らないとの理由で展示を中止させようとするのは憲法第21条が禁止する検閲に当たり、また、アートの観点から決定されたものであれば、公立美術館で政治性のある作品を展示することも認められ、お金を出しても口は出さないことが原則とされていると考える。

今、芸術作品の表現は多様化している。公金支出の権限を持っている政治家の見解によって芸術作品が展示されないことになってはならない。今回の企画展は多様化した作品を広く人々に見てもらおうことを目的にしていた。

河村たかし市長は、国の補助金不交付に共同歩調をとるのではなく、市議会が議決した予算に基づき負担金を全額支払うべきである。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 あいちトリエンナーレ2019の開催に係る2019年度の名古屋市負担金を必ず支払うこと。

(参 考)

| | |
|------------|-----|
| 令和元年12月23日 | 保 留 |
| 令和2年4月23日 | 保 留 |
| 令和2年9月3日 | 保 留 |
| 令和3年7月29日 | 保 留 |

5/18 10:00~

経済水道委員会

説明資料

金シャチ横丁第二期整備
(芝居小屋風多目的施設)の整備計画(案)に
ついて

令和4年5月18日
観光文化交流局

目 次

| | 頁 |
|-------------------|---|
| 1 事業の経緯 | 1 |
| 2 芝居小屋風多目的施設の整備計画 | 1 |

1 事業の経緯

| 区分 | 内容 |
|--------|--------------------------|
| 平成24年度 | 「世界の金シャチ横丁（仮称）基本構想」策定 |
| 平成29年度 | 金シャチ横丁第一期整備事業完了・開業 |
| 平成30年度 | 金シャチ横丁第二期整備計画調査検討 |
| 令和元年度 | 金シャチ横丁第二期整備事業化検討 |
| 令和2年度 | 金シャチ横丁芝居小屋風多目的施設建築整備構想検討 |
| 令和3年度 | 金シャチ横丁芝居小屋風多目的施設基本構想検討 |

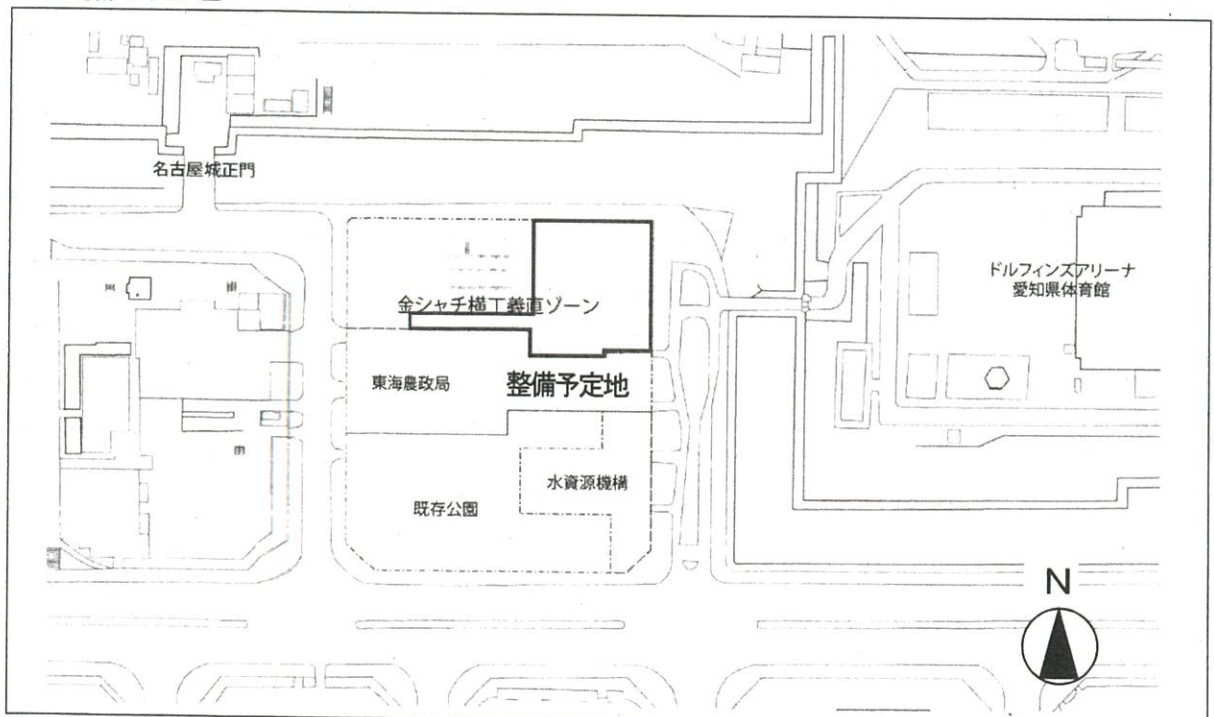
2 芝居小屋風多目的施設の整備計画

(1) 施設の整備方針

ア 整備目的

- ・休憩所と飲食場所を充実させ、名古屋城観光のおもてなし機能の強化を図る
- ・尾張名古屋の伝統芸能や時代に応じた興行により、にぎわいを創出し、名古屋の文化芸術に親しむ機会づくりを推進する

イ 整備予定地



(2) 施設の規模・機能

ア 整備規模等

| 区分 | 内容 |
|--------|--------------------------|
| 建物規模 | 平屋建て（一部2階建て）延べ面積1,200㎡程度 |
| 施設用途 | フードコート併設無料休憩所 |
| 建物デザイン | 木建具や木の格子を設置するなど芝居小屋をイメージ |

イ 機能等

| 区分 | 内容 |
|------|--|
| 席数 | ・休憩所利用時：200席程度 ・演芸場利用時：150席程度（桟敷部分含む） |
| 舞台 | ・舞台面積：200㎡程度（花道部分含む） ・設備：舞台機構、照明設備、音響設備等 |
| 店舗 | 軽飲食店、物販店舗等 |
| 事務局部 | 管理事務室、スタッフ控室、演者控室、シャワー室、湯沸室、倉庫、機械室等 |
| 共用部 | 風除室、エレベーター、授乳室、調乳室、車いす用トイレ、多目的トイレ、トイレ、自動販売機等 |
| その他 | 諸室、投光・映写室、LED大型ビジョン |

注 2階には、事務局部を配置予定

(3) 活用

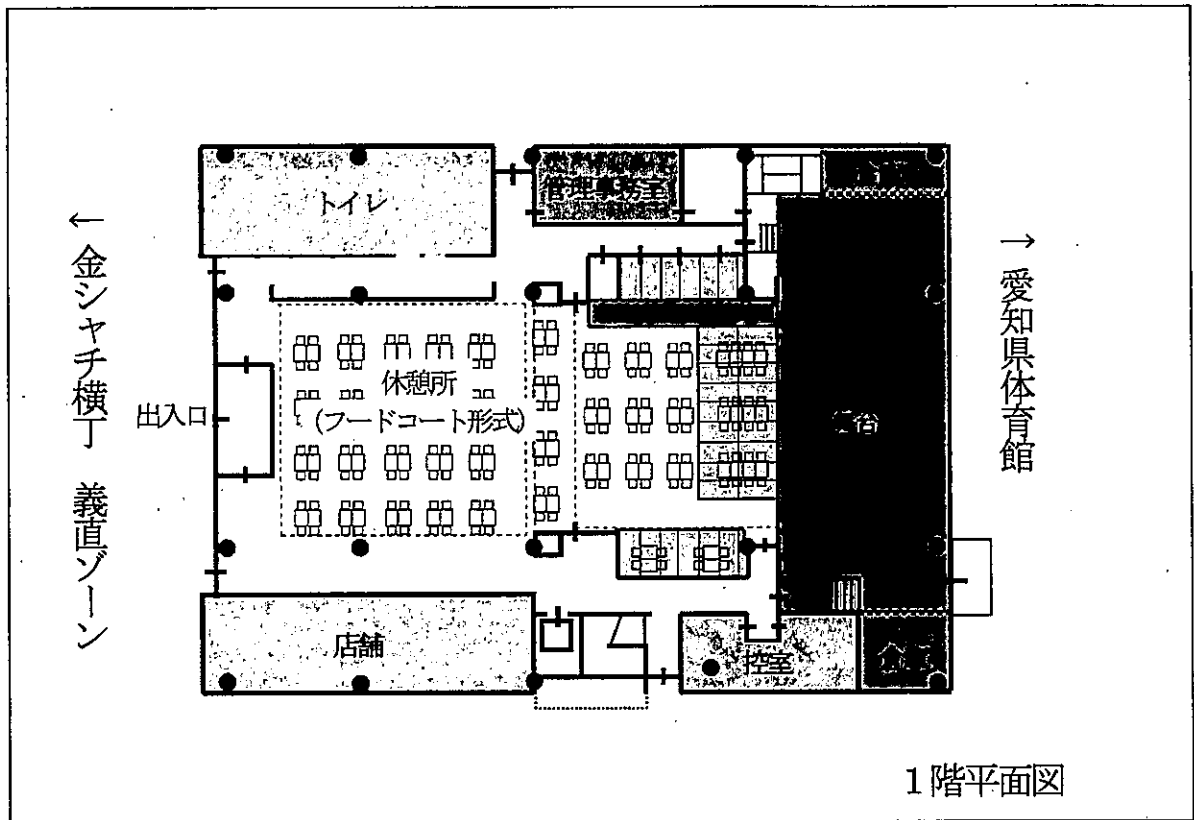
- ・特別史跡内には新たな設置が難しい団体客にも対応できる休憩場所
- ・軽飲食店（フードコート形式）で飲食したり、舞台上の演武等を鑑賞
- ・金シャチ横丁を含む周遊観光客の利用を想定したトイレを設置
- ・映像ビジョン設置により、観光情報等を発信
- ・現在は活用されていない閉園後の時間帯に演芸場として利用
- ・名古屋城のガイド機能として有識者や学芸員による講演会等を実施
- ・武将や忍者の衣装を着て記念撮影できるサービスを提供
- ・芝居小屋風の特徴を生かし、地芝居・地歌舞伎公演を上演

(4) 概算整備費

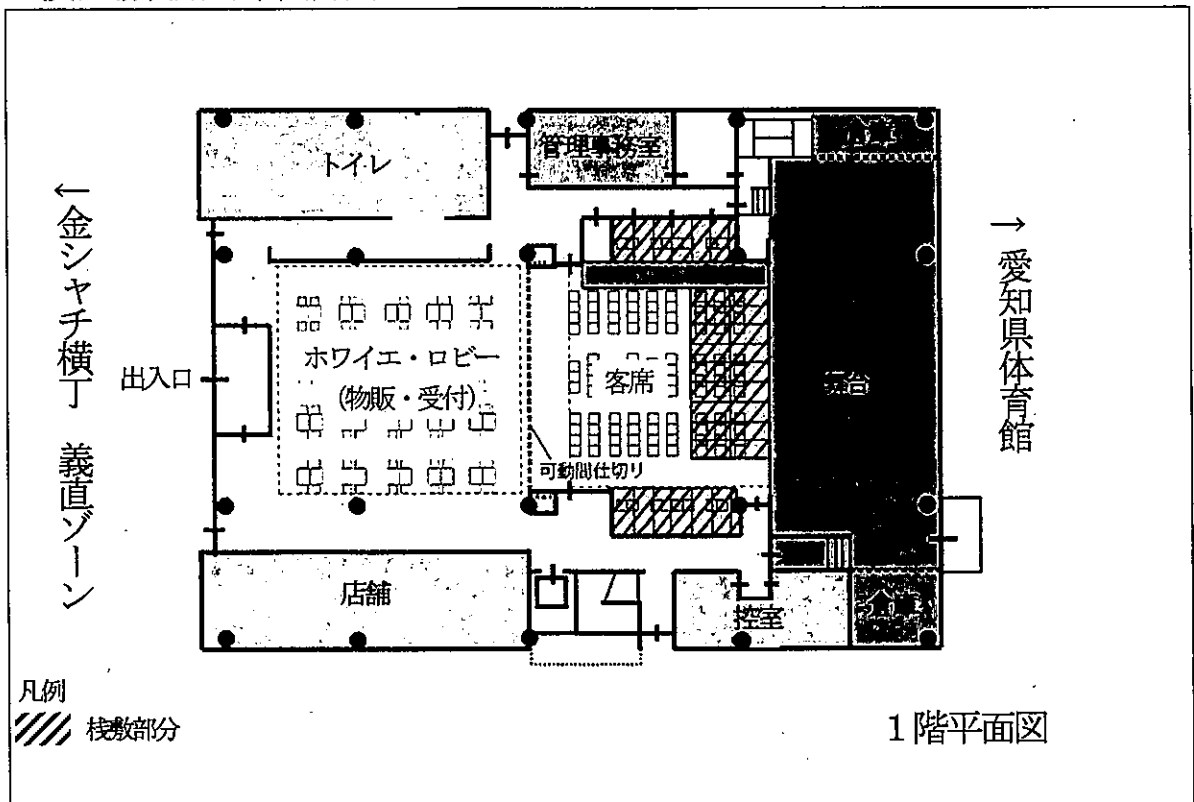
約8億円

(5) 施設の配置計画

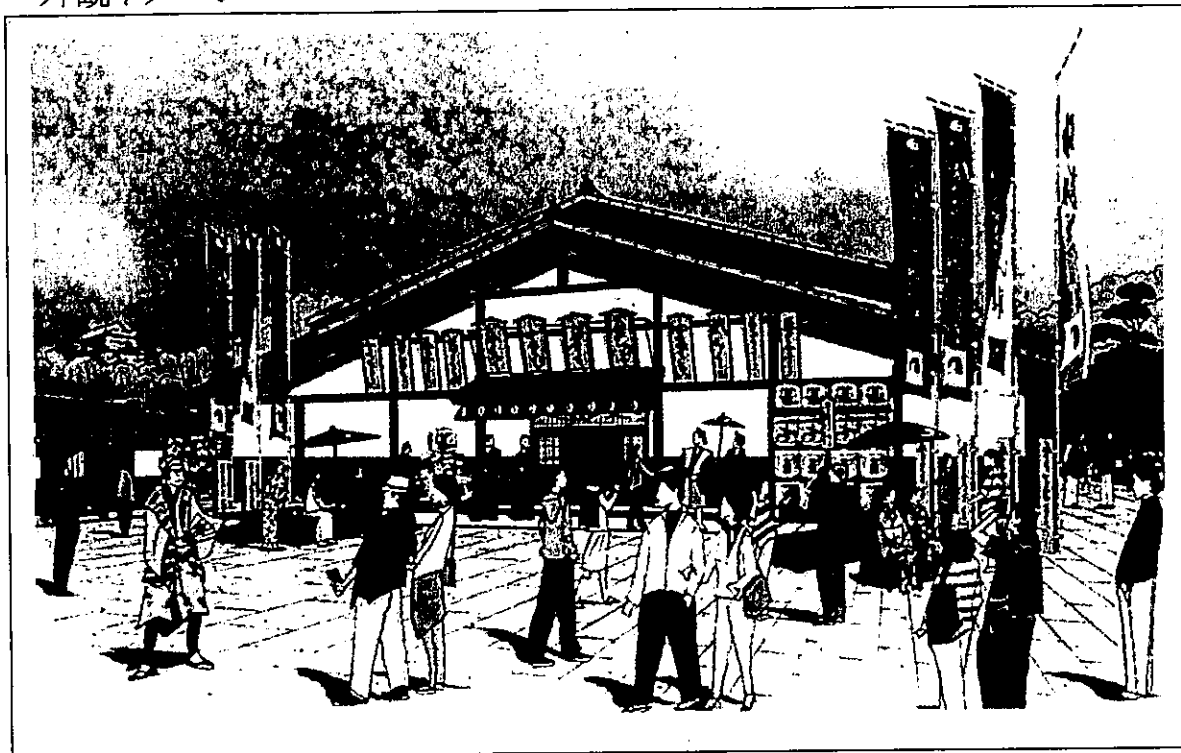
ア 休憩所利用時平面計画イメージ



イ 演芸場利用時平面計画イメージ



ウ 外観イメージ



(6) 整備スケジュール (案)

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|--------------|-------|-------|-------|
| 各種調査等 | 基本計画 地質調査 | | | |
| 設計施工 | | 設計 | 施工 | 開業 |